

「いたわりゾーン」の標識は正式な道路標識ではなく、静岡県など一部の地域で「高齢者などをいたわり、安全運転を促す」目的で設置されているものです。具体的な標識のデザインや呼び名は地域によって異なり、「シルバーゾーン」「ユニバーサルゾーン」などとも呼ばれます。これらの標識は、老人ホームや高齢者の生活エリアなど、高齢者が多く集まる場所に設置され、ドライバーに注意喚起を促すものです。



## 特徴

- **法的根拠のない標識：**

道路交通法に定められた正式な標識ではなく、地域独自の取り組みとして設置されています。

- **目的：**

交通弱者(高齢者、障がい者など)の安全確保を目的とし、ドライバーに「いたわりの心」を持って安全運転するよう促しています。

- **設置場所：**

老人ホーム、福祉施設、高齢者が多く生活する地域など、交通弱者と遭遇する機会が多い場所に設置されます。

- **地域ごとの多様性：**

標識のデザイン、形状、名称は設置する地域によって異なります。例えば、静岡県の「いたわりゾーン」は、神奈川県「ともしびゾーン」や愛知県の「ハンディキャップゾーン」などがあります。

- **路面標示もある：**

「シルバーゾーン」として路面標示で示されることもあります。

## 具体的な例

- **静岡県「いたわりゾーン」：**

県が平成 11 年から高齢者の交通事故防止のために設置しているエリアで、交通規制に加え、ドライバーの注意喚起を目的としています。